

本渡港 港湾計画の変更（案）の概要

1 変更に至る背景

- R6 年度の改訂では、近年の取扱貨物量や人流の動向に即した計画へ見直すとともに天草市策定の「本渡港周辺環境整備基本計画」とも整合を図るための変更を行っている。
- 今回、前回の改定以降、R8 年 7 月に指定されたナショナルサイクルルート「あまいち」や本渡港へのサイクルツーリズム拠点の整備など、本渡港の拠点化を進める取り組みが具体化するなかで、利用形態に即して土地利用区分の変更を行うものである。
- 具体には、臨港道路の一部や本渡地区・大矢崎地区を繋ぐ 2 つの橋梁および今釜新町公園について周辺の緑地等を結び、一体的な回遊空間を形成する緑地の構成要素として土地利用計画に「緑地・その他緑地」の変更することで、本渡港の拠点性を高め一体的な賑わい空間の形成を図るものである。
- これら緑地間の一連の整備により、港湾区域全体の連続性と回遊性を向上させ、更なる賑わいの創出に寄与するものである。

2 変更内容

- 港湾計画における土地利用区分を下記の通り変更する。

【変更の概要】

	土地利用区分	面積(ha)		
		既定計画	今回計画	増 減
本渡地区	埠頭用地	1.7	1.7	0
	交流厚生用地	2.3	2.3	0
	交通機能用地	2.7	2.4	-0.3
	緑地	4.7	5.0	+0.3
	その他緑地	0	0.4	+0.4
	計	11.4	11.8	+0.4

現在の港湾計画（R7.2）

港湾計画変更案



- ・その他緑地0.4haを新たに追加
- ・臨港交通用地0.1ha（臨港道路1号線）を緑地へ変更
- ・臨港交通用地0.1ha（臨港道路2号線）を緑地へ変更
- ・臨港交通用地（臨港道路本渡線）0.7haの一部を緑地0.1haへ変更

第51回熊本県地方港湾審議会

令和8年10月（書面開催）

1. 港湾計画の概要

2. (2号議案)本渡港港湾計画の輕易な変更

1. 港湾計画の概要

港湾計画とは

港湾法第3条の3

港湾計画

概ね10～15年先の目標

開発・利用及び保全の方針

港湾の能力

施設の規模や配置の計画

環境配慮・運営の計画

(): 本渡港

新規計画

- ・新たに港湾計画を策定
(平成7年)

■計画を変更する場合

改訂計画

- ・基本的な方針の著しい変更
- ・港湾の能力、施設等の著しい変更(令和6年)

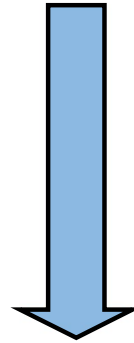
一部変更

- ・港湾の能力、施設等に関する小規模な変更
- ・環境、運営、その他重要な事項の変更
(平成9年)

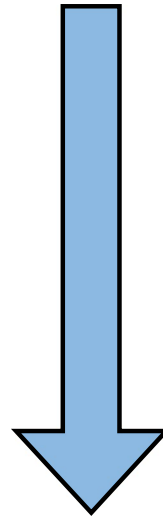
軽易な変更

- ・一部変更を満たない軽易なもの
(港湾法施行規則第1条の12に該当するもの)
例: 20ha以下の土地利用区分の変更など
(平成20年、平成29年、今回変更)

新規・改訂・一部変更・**軽易な変更**



熊本県地方港湾審議会



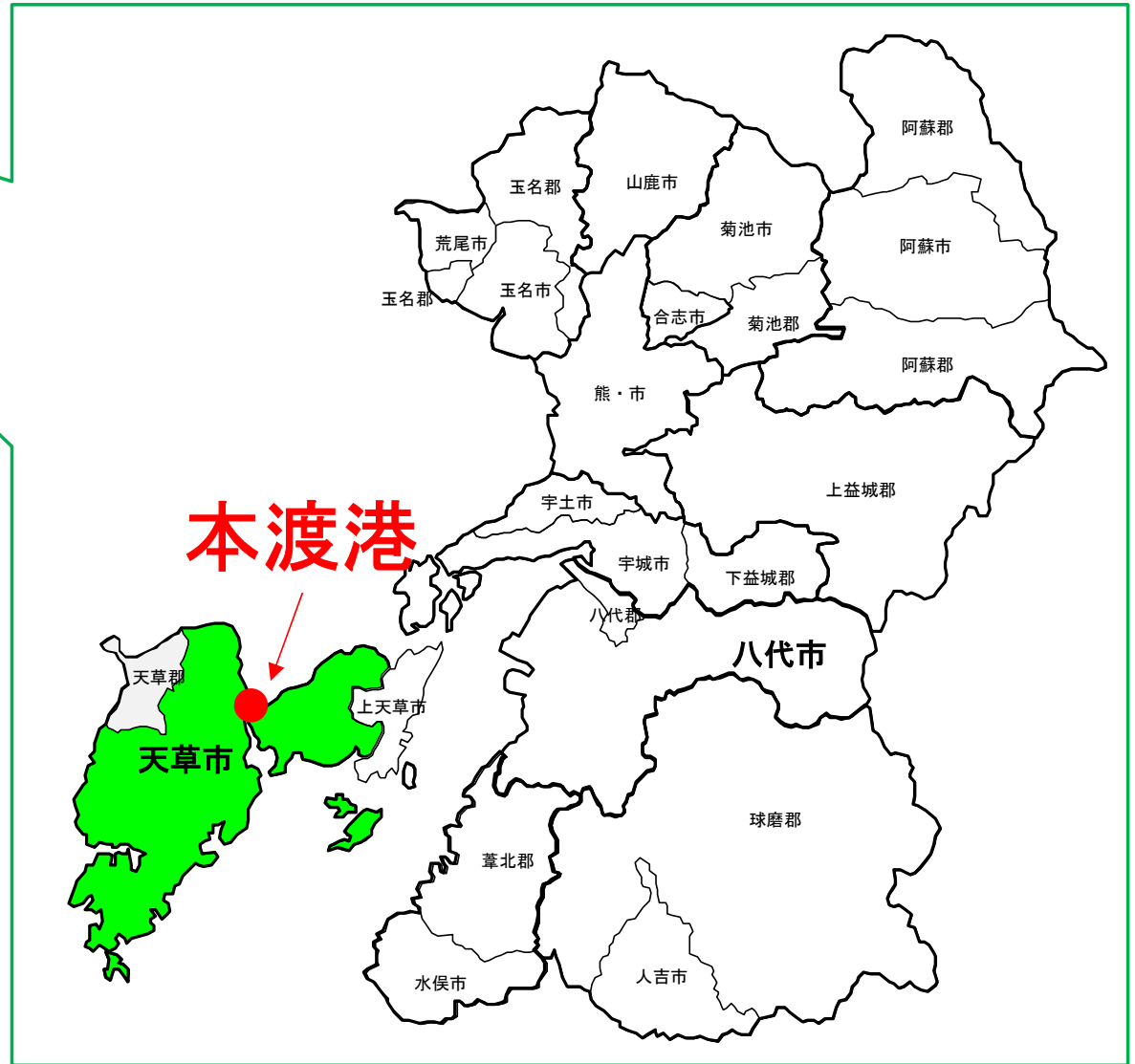
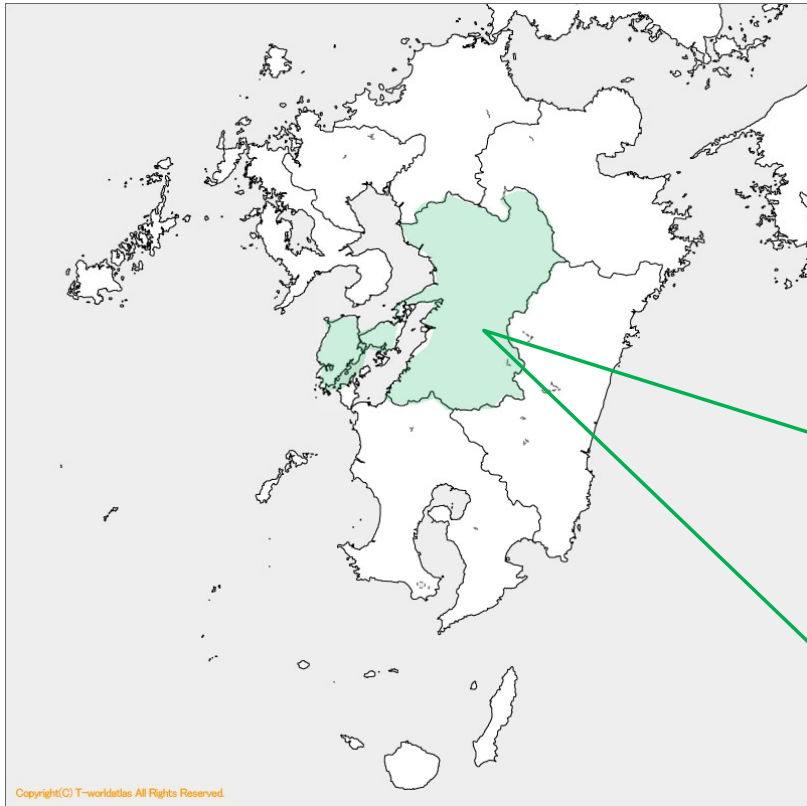
港湾計画変更概要の公示(港湾計画変更決定)

本渡港港湾計画の変更



本渡港の位置

8



本渡港の概況

10



R6年度改訂(前回)の主な内容①

11

- ・物流に限らない多様なニーズに対応する総合的なウォーターフロント開発のため、「本渡港マリンタウンプロジェクト調査」(平成4年3月)を実施
- ・マリンタウンプロジェクト実現のため、平成7年3月に当初の港湾計画を策定



- ・天草市が「本渡港周辺環境整備基本計画(R6.4月)」を策定
- ・事業テーマを「港から始まる”まち”の再生」とし、本渡港を市全域の観光・交流・情報発信拠点や陸と海の交通拠点として位置付け、港を核としたまちづくりを目指している

本渡港周辺環境整備基本計画



令和6年4月
天草市

環境学習拠点

天草地域の豊かな自然資源などを紹介する施設

交流・交通拠点

旅客船、バスなどのターミナル機能、イベントスペース、宿泊機能など複合的な機能をもつ施設

歴史文化拠点

本渡歴史民俗資料館

本渡港周辺の将来像

連絡路

- ① 交通・交通拠点
 - ② 親水エリア
 - ③ 防災拠点
 - ④ 環境学習拠点
 - ⑤ 歴史文化拠点
- 歩行者自転車回遊ルート

親水エリア

身近に水辺を親しむ空間

防災拠点

災害時の緊急物資受け入れ拠点

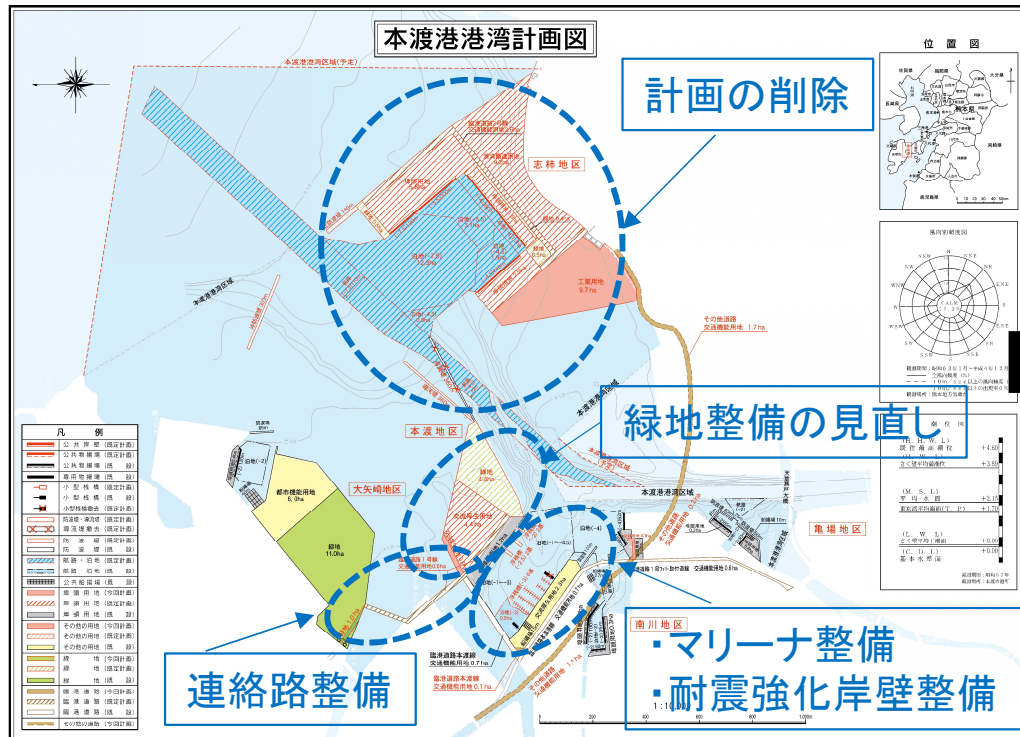
港湾計画の方針

- (1) 物流を目的とする利用から、人流を中心とした港湾利用への転換を図る
- (2) 交流・交通拠点などの施設を港内に配置することで、海の玄関口にふさわしい港づくりを図る
- (3) 施設間の連絡路の整備などにより、歩行者・自転車の回遊性を向上し、賑わいのある空間形成を図る
- (4) 親水緑地の整備により、海辺へ親しむことができる空間の創造を図る
- (5) 大規模地震など災害時における防災機能向上のため、耐震強化岸壁を整備する

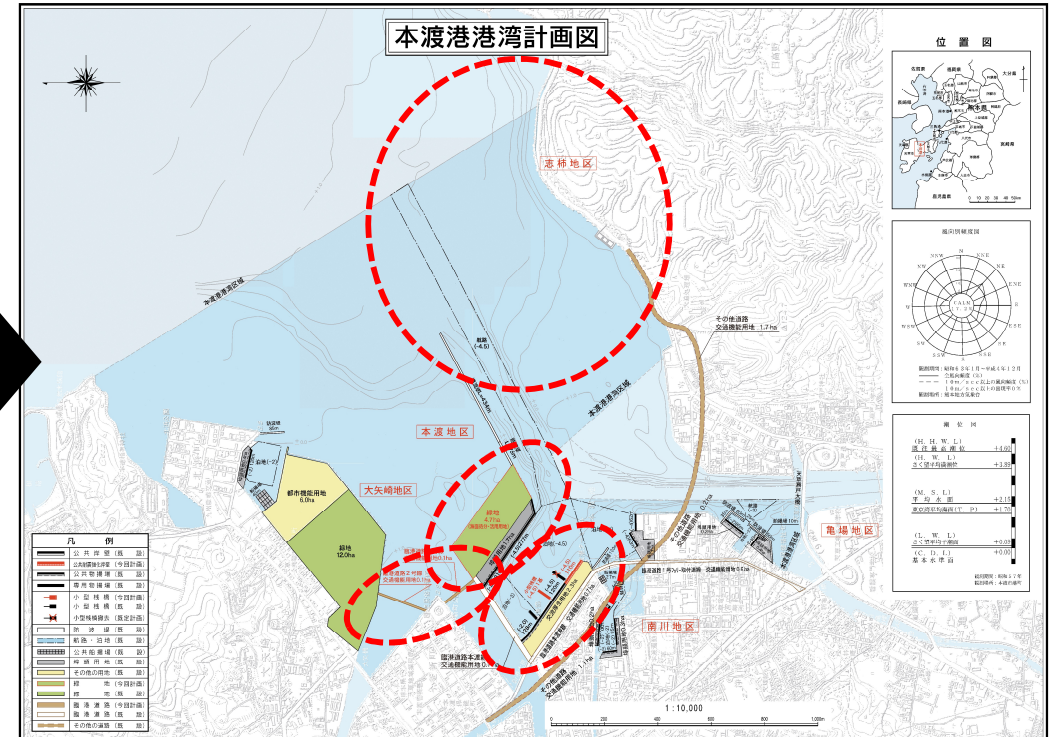
主な改訂内容

- (1) 計画の削除(志柿地区)
- (2) 計画の変更・追加(本渡地区)
 - ① 自転車歩行者用の連絡路整備
 - ② 緑地の整備
 - ③ マリーナ整備の変更
 - ④ 耐震強化岸壁の整備

改訂前の港湾計画図



令和6年度(前回改定時)港湾計画図



- ## ナショナルサイクルルート 「あまいち」

[illegible]

港湾計画変更の内容①

16

現在の港湾計画(R7.2)



港湾計画変更案



- ・その他緑地0.4haを新たに追加
- ・臨港交通用地0.1ha (臨港道路1号線) を緑地へ変更
- ・臨港交通用地0.1ha (臨港道路2号線) を緑地へ変更
- ・臨港交通用地 (臨港道路本渡線) 0.7haの一部を緑地0.1haへ変更

その他緑地について

「緑地」とは、港湾の施設として整備・管理する緑地

「その他緑地」とは、港湾の開発、利用
や港湾に隣接する区域の保全に密接
に関連する緑地



今釜新町公園をその他緑地として位置づけ



土地利用区分	変更前	増減	変更後
交通機能用地	2.7ha	-0.3ha	<u>2.4ha</u>
緑地	4.7ha	+0.3ha	<u>5.0ha</u>
その他緑地	0ha	+0.4ha	0.4ha



本 渡 港 港 湾 計 画 書 (案)

— 軽易な変更 —

令和8年9月

本渡港港湾管理者
熊 本 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成7年3月 第19回熊本県地方港湾審議会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 9年 9月 第21回熊本県地方港湾審議会
- ・平成20年 7月 第32回熊本県地方港湾審議会
- ・平成29年11月 第42回熊本県地方港湾審議会
- ・令和 7年 2月 第49回熊本県地方港湾審議会

の議を経た本渡港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I	変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	港湾施設の規模及び配置	
1	臨港交通施設計画・・・・・・・・	2
III	港湾の環境の整備及び保全	
1	港湾環境整備施設計画・・・・・・・・	3
IV	土地造成及び土地利用計画	
1	土地造成計画・・・・・・・・	4
2	土地利用計画・・・・・・・・	4

I 変更理由

本渡港の拠点化を進める取り組みが具体化するなかで、現在の利用形態および今後の計画に即した土地利用区分の変更を行うものである。

Ⅱ 港湾施設の規模及び配置

1 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次の通り計画する。

1—1 道路

臨港道路本渡線

起点 臨港道路1号線

終点 臨港道路本渡港線〔既設の変更計画〕

土地利用区分の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路1号線（歩行者・自転車専用）

起点 臨港道路本渡線

終点 今釜新町公園

臨港道路2号線（歩行者・自転車専用）

起点 今釜新町公園

終点 大矢崎地区

Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、次のとおり計画する。

本渡地区 緑地 5ha 【既定計画の変更計画】

（	既定計画	）
	本渡地区 緑地 5ha	

Ⅳ 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、港湾機能の調和を図るため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	合計
本渡					(5) 5	(0) 1	(5) 5

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	合計
本渡	(2) 2	(2) 2		(1) 2	(5) 5	(0) 1	(10) 12

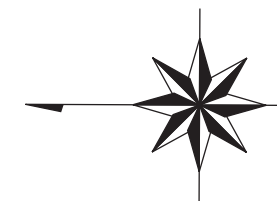
注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

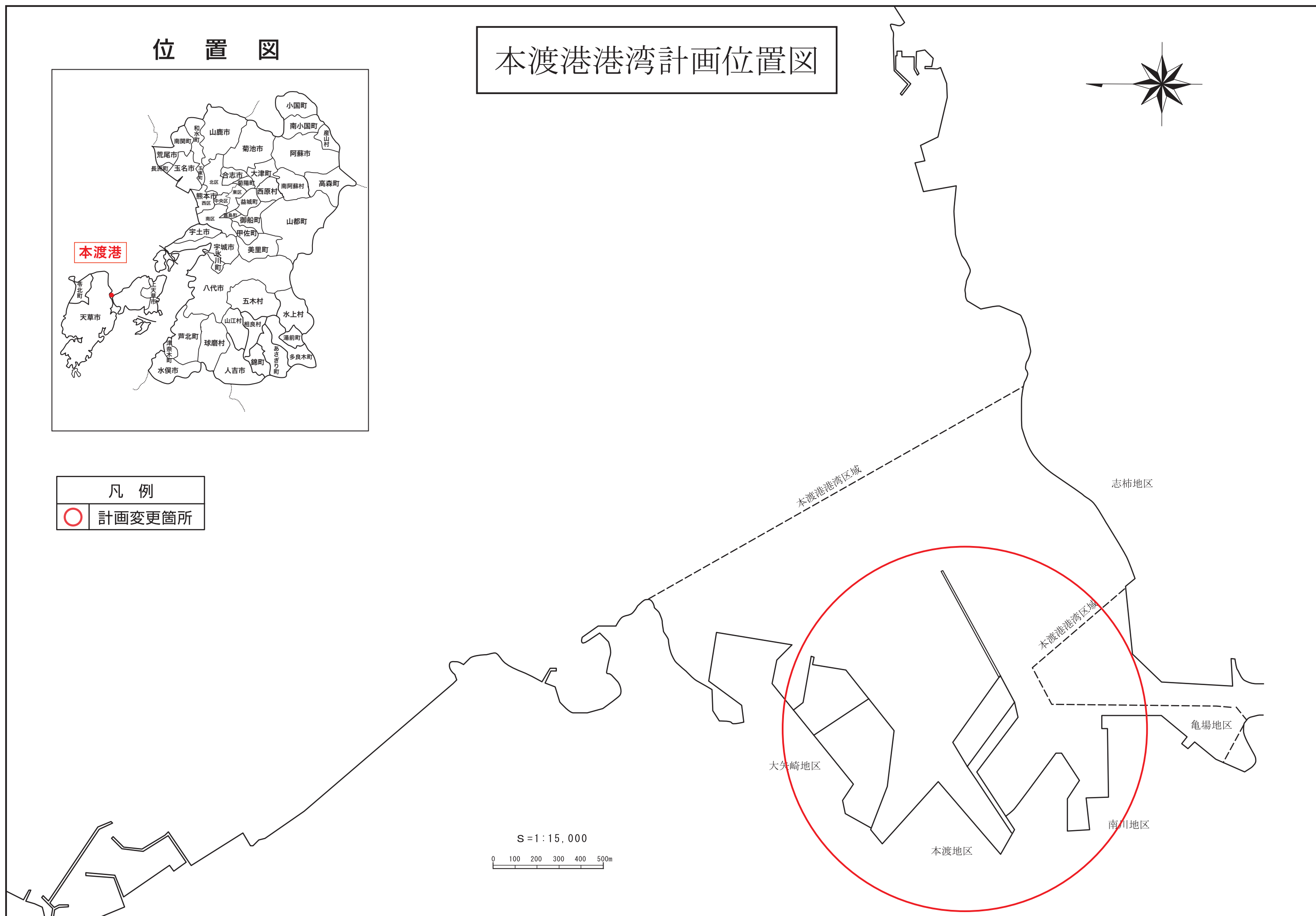
位置図



本渡港港湾計画位置図

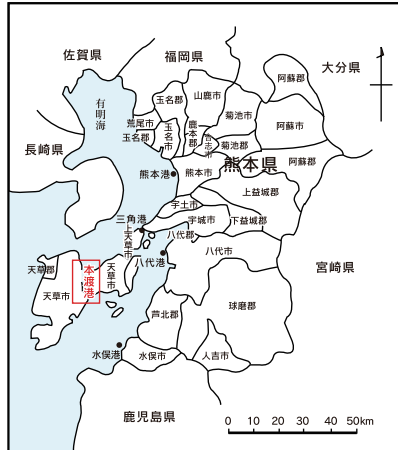


凡 例	
○	計画変更箇所

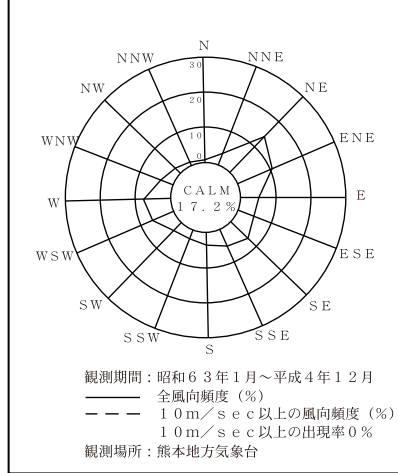


本渡港港湾計画図

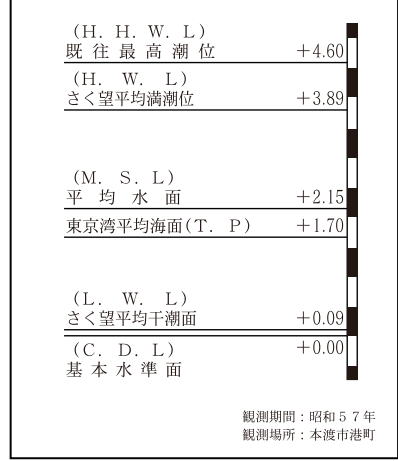
位置図



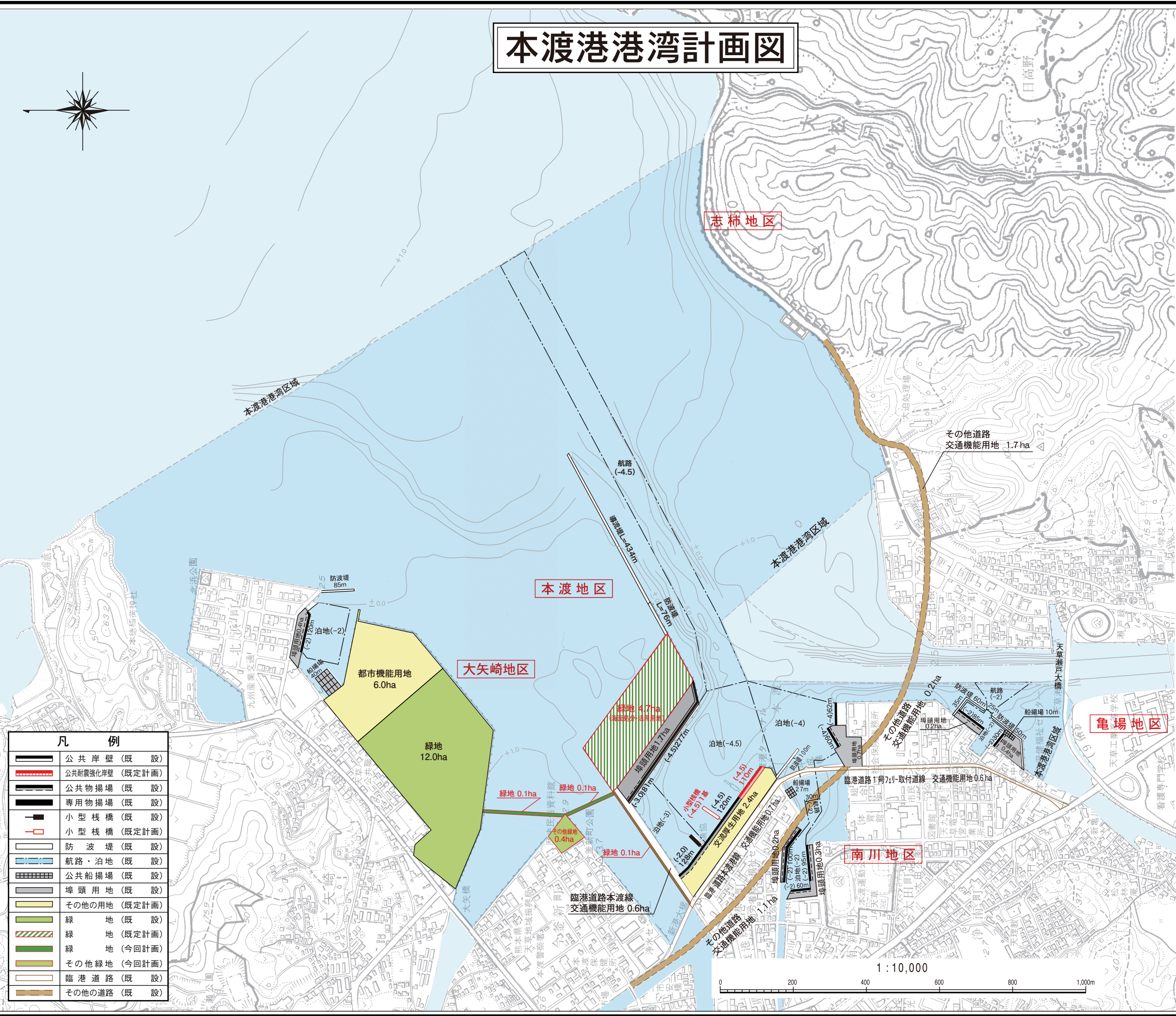
風向別頻度図



潮位図



凡 例	
	公共岸壁 (既 設)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既 設)
	専用物揚場 (既 設)
	小型 棧 橋 (既 設)
	小型 棧 橋 (既定計画)
	防 波 堤 (既 設)
	航路・泊地 (既 設)
	公共船揚場 (既 設)
	埠頭用地 (既 設)
	その他の用地 (既定計画)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既定計画)
	緑 地 (今回計画)
	その他緑地 (今回計画)
	臨 港 道 路 (既 設)
	その他の道路 (既 設)



本 渡 港 港 湾 計 画 資 料 (案)

— 軽易な変更 —

令和8年9月

本渡港港湾管理者
熊 本 県

目 次

1. 変更理由	4
2. 港湾施設の規模及び配置	
2－1 臨港交通施設計画	5
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	
3－1 港湾環境整備施設計画	7
4. 土地造成及び土地利用計画	
4－1 土地造成計画	9
4－2 土地利用計画	10
5. その他資料	
5－1 熊本県地方港湾審議会委員名簿	12

1. 変更理由

本渡港の拠点化を進める取り組みが具体化するなかで、現在の利用形態および今後の計画に即した土地利用区分の変更を行うものである。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 臨港交通施設計画

(1) 主要な臨港道路の現況は表 2-1 に示す。

主要な臨港道路の現況 表 2-1 主要な臨港道路の現況

地区名	施設名	起点	終点	車線数	状況
本渡	臨港道路本渡港線	臨港道路本渡線	臨港道路 1 号フェリー取付道路	2	既設
	臨港道路本渡線	本渡地区北埠頭	臨港道路本渡港線	2	既設
	臨港道路 1 号線	臨港道路本渡線	今釜新町公園	—	計画
	臨港道路 2 号線	今釜新町公園	大矢崎地区	—	計画

(2) 計画の必要性

港湾において必要な車両交通機能は維持するとともに歩行者・自転車の回遊のために必要な緑地を確保するために臨港交通施設計画を変更する。

(3) 今回計画する臨港交通施設計画

今回計画する臨港道路の規模及び配置は表 2-2 に示す。

表 2-2 今回計画する臨港道路の規模及び配置

地区名	施設名	起点	終点	車線数	今回計画での対応
本渡	臨港道路本渡線	臨港道路 1 号線	臨港道路本渡港線	2	既定計画の変更
	臨港道路 1 号線	臨港道路本渡線	今釜新町公園	—	既定計画の削除
	臨港道路 2 号線	今釜新町公園	大矢崎地区	—	既定計画の削除

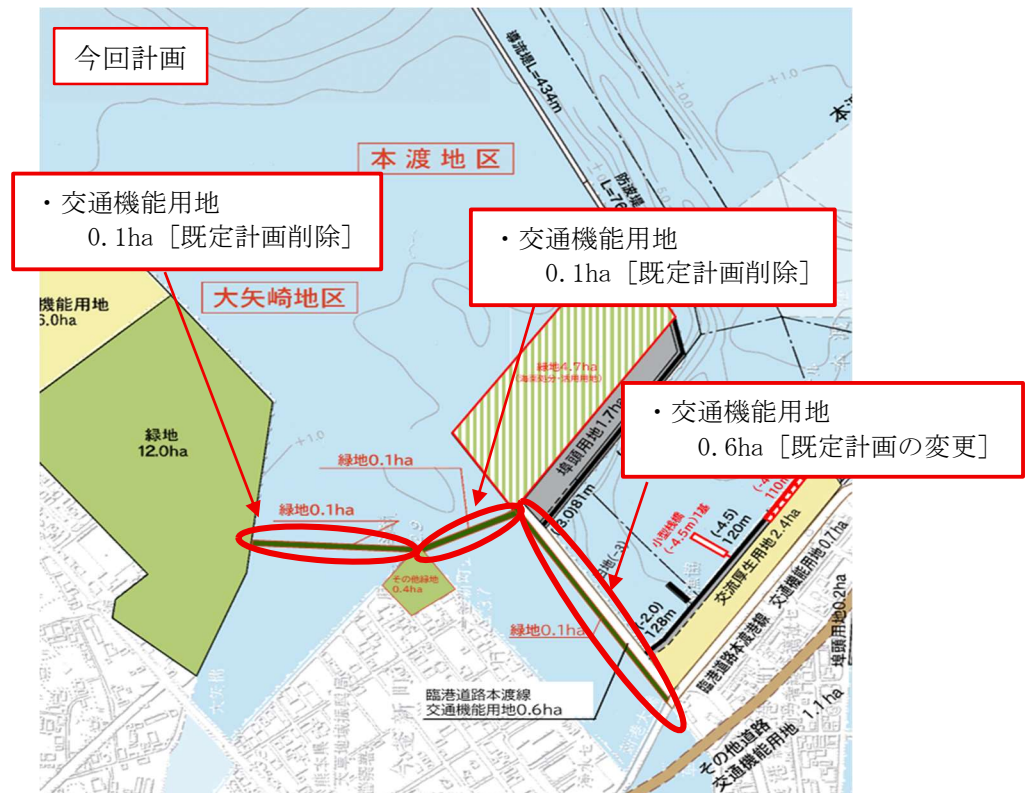
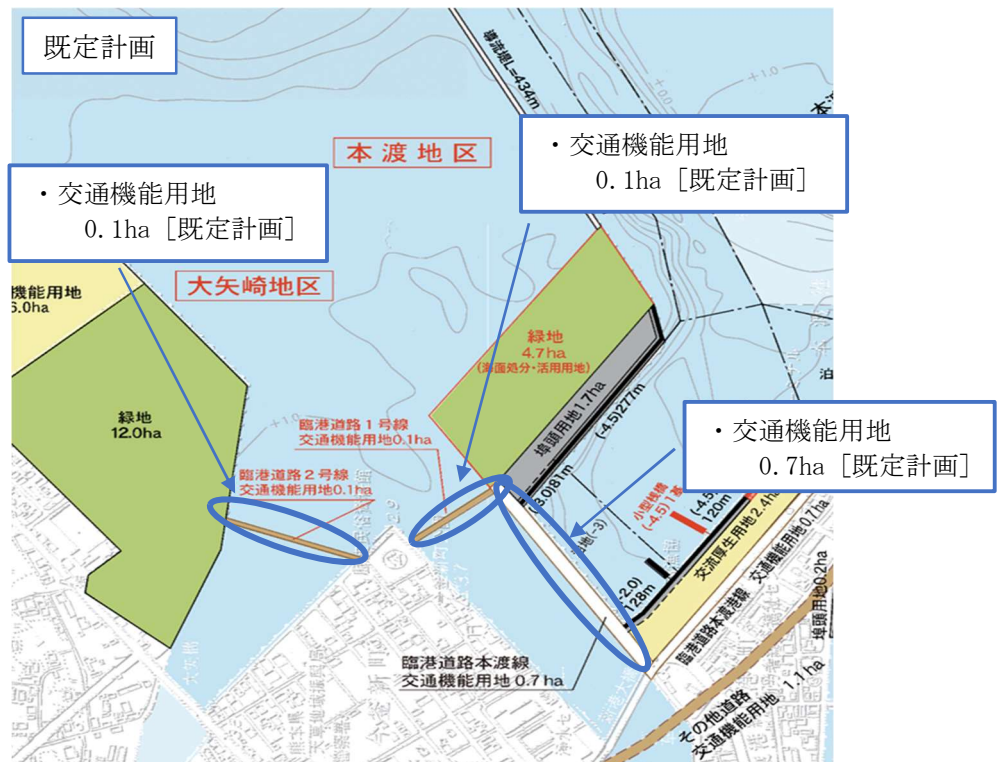


図 2—1 今回計画する臨港道路位置

3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地の現況

緑地の面積等の現況は、表3-1に示す。

表3-1 緑地の現況

地区名	施設名	種別	状況	面積 (ha)
本渡	本渡	親水緑地	計画	4.7

(2) 計画の必要性

本渡地区において歩行者・自転車の回遊のために必要な緑地を確保する。

(3) 今回計画する緑地の規模及び配置

今回計画する緑地の規模及び配置は、表3-2に示す。

表3-2 今回計画する緑地の規模及び配置

地区名	種別	面積 (ha)	今回計画での対応	規模及び配置の考え方
本渡	親水緑地	5.4	既定計画の変更計画	人々が憩い親しみながら回遊できる緑地として確保する。

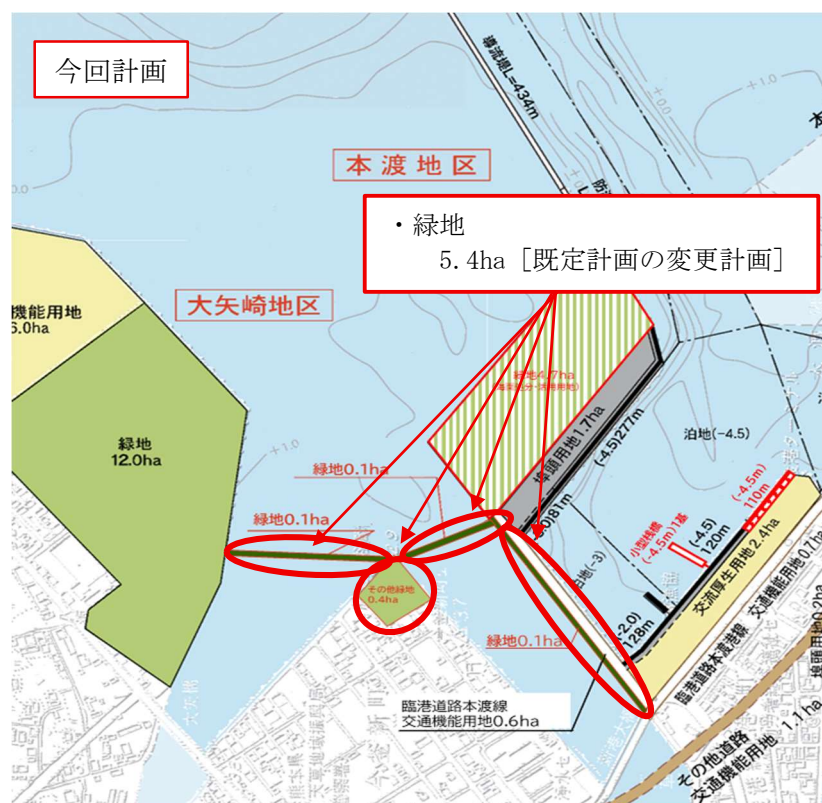


図 3-2 今回計画する緑地位置

4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1 土地造成計画

(1) 土地造成の必要性

本渡地区

天草市指定の都市公園「今釜新町公園」を「その他緑地」として位置付けることで、緑地間の一連の整備により、港湾区域全体の連続性と回遊性を向上させ、更なる賑わいの創出に寄与し、港湾就労者や市民等の休息の場を提供する。

(2) 土地造成に係る土地利用の区分別面積

土地造成に係る土地利用の区分面積とその内容及び配置の考え方は表4-1に示す。

表4-1 土地造成に係る土地利用の区分面積とその内容及び配置の考え方

地区名	既定計画		今回計画		面積及び配置の考え方
	土地利用区分	面積 (ha)	土地利用区分	面積 (ha)	
本渡	緑地	4.7	緑地	5.0	親水空間を有した緑地を形成するため、土地造成計画を変更する。
	その他緑地	—	その他緑地	0.4	
	計	4.7	計	5.4	

(3) 今回計画する土地造成計画の規模及び配置

今回計画する土地造成計画については、表4-2に示す。

表4-2 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	その他 緑地	合計
本渡					(5.0) 5.0	(0) 0.4	(5.0) 5.4

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

4-2 土地利用計画

(1) 土地利用計画の変更理由

土地利用の区分別面積と変更理由は表4-3に示す。

表4-3 土地利用計画の変更理由

地区名	既定計画		今回計画		面積及び配置の考え方
	土地利用区分	面積 (ha)	土地利用区分	面積 (ha)	
本渡	埠頭用地	1.7	埠頭用地	1.7	交流・交通拠点や環境学習拠点の配置、自転車、歩行者の回遊性向上、海辺へ親しむことができる空間の創造などを図るため、土地利用計画を変更する。
	交流厚生用地	2.3	交流厚生用地	2.3	
	交通機能用地	2.7	交通機能用地	2.4	
	緑地	4.7	緑地	5.0	
	その他緑地	0	その他緑地	0.4	
	計	11.4	計	11.8	

注1) 変更した地区のみ記載

(2) 今回計画する土地利用計画の規模及び配置

今回計画する土地利用計画については、表4-4に示す。

表4-4 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	その他 緑地	合計
本渡	(1.7) 1.7	(2.3) 2.3		(1.3) 2.4	(5.0) 5.0	(0) 0.4	(10.3) 11.8

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

５．その他の資料

５－１ 熊本県地方港湾審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
条例第３条第２項第１号委員 (学識経験を有する者)	熊本大学大学院先端科学研究部教授 くまもと水循環・減災研究教育センター准教授 熊本商工会議所女性会副会長 株式会社 桃 代表取締役 内田法律事務所弁護士	竹内 裕希子 金 洙列 山本 英可 浜島 玲恵 森 則子
同第２号委員 (港湾に関係する事業を営む者)	熊本港振興協会理事 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 八代港運協会副会長 全日本港湾労働組合九州地方本部執行委員長	村井 浩一 水上 朝博 西原 宏光 法本 健吾
同第３号委員 (港湾区域の存する市町村の長)	熊本市長 (熊本県港湾協会会長)	大西 一史
同第４号委員 (県議会の議員)	熊本県議会議員 (建設常任委員会委員長)	南部 隼平
同第５号委員 (国の地方行政機関及び県の職員)	国土交通省九州地方整備局長 国土交通省九州運輸局次長 財務省長崎税関八代税関支署長 海上保安庁第十管区海上保安本部熊本海上保安部長	森下 博之 大橋 将太 大野 信一 吉田 茂

(順不同、敬称略)